

図画工作科の成立経過について

森 下 一 期

はじめに

現行の小学校における教育課程には図画工作科が位置付けられている。この図画工作科は1947年5月23日学校教育法施行規則によって規定された。その時点では中学校においても図画工作科が設けられた。しかし、中学校の図画工作科は1958年学習指導要領改訂時に、その時点で存在した職業・家庭科とともに廃止され、美術科並びに技術・家庭科へと再編成された。

1947年に図画工作科が教科として出現する以前には、1941年の国民学校令によって定められた芸能科図画と芸能科工作が存在した。これは、教科としては芸能科に統合されていたが、その教科の中の科目として独立していた(芸能科の中には、上記の二科目以外に、芸能科習字、芸能科音楽、芸能科家事が含まれていた)。さらにさかのぼるならば、図画科と手工科という二つの異なる教科が設けられていた。

1947年における図画工作科の成立は、それまで異なる科目、あるいは異なる教科として、芸能科図画(以前は図画科)並びに芸能科工作(以前は手工科)がもっていた独自性を取り払い、単一の教科に統合されるという大きな変化を伴うものであった。

そのような大きな変化があったにもかかわらず、図画工作科の成立過程に関する研究はほとんど存在しない。⁽¹⁾ 管見の限りでは、山形寛が『日本美術教育史』の中で言及しているのみである。山形は1942年から文部省にあって、戦後の教育改革期には図書監修官として、図画工作科学習指導要領(試案)作成の中心となってきた。この時期の教育改革はGHQ/SCAP(連合国最高司令官総司令部)に設置されたCIE(民間情報教育局)の監督と指導のもとに進められた。教育課程の改正も、CIEの教育課(Education Division)が監督し、指導した。従って、山形は図画工作科の担当者として、直接CIE教育課のメンバーと接触をしていた。

図画工作科の成立に直接たずさわった当事者としての山形の『日本美術教育史』における証言は貴重なものである。山形が明らかにした図画工作科成立のいきさつを、若干長いが引用しておこう。「然るに昭和22

年(1947)5月23日『学校教育法施行規則』公布によって、小学校にも中学校にも突如として『図画工作科』が必修として設置されたのである。これは、もちろん占領軍当局の意志によって設置されたのである。」「当時文部省で、図画・工作科を担当していた山形の方にも、コース・オブ・スター作成の命令が来た。そこで山形は、『まだ教科が図画科と工作科との二つになるのか、一教科にするか決っていないのであるからコース・オブ・スターも、一教科として書くのか、二教科として書くのかわからないのではないか。』といったところ、トレーナーは、『君は勘がわるい。日本政府がどのような意見を持っていようと、君個人がどのような意見を持っていようと、六・三制が実施され、図画と工作は一教科になるにきまっているのであるから、その通りやればよいのだ。』とのことで、また何をかいわんやであった。」また「事のよしあしは論外におくとしても、全く占領軍の強圧のもとに設置されたものであることに変りはない。」⁽²⁾と述べている。

これを見る限り、図画工作科への統合は日本側の意志ではなかったということである。しかし、これは日本側から、それも山形から見た判断である。戦後教育改革の中で教育課程の改正がどのような流れで行われたか、そこで図画工作科はどのような位置付けをもっていたかを検討しなければ、図画工作科の成立過程を明らかにすることはできない。また、CIE教育課の監督と指導を受けていたのであるから、日本側の資料のみから判断するのは不十分である。

こうした経過にかんがみて、本稿では図画工作科の成立経過を客観的に明らかにすることを第一の課題とする。第二の課題は、成立した図画工作科の単一教科としての内実の有無を解明するという観点から、その経過の中で作成された昭和22年度版学習指導要領図画工作科編(試案)の目標、内容の分析を行うことである。

上記の課題に、次の方法で取り組んでいく。

① 戦後教育改革期の豊富な資料を収集している『戦後教育資料』⁽³⁾にもとづきながら、教育課程改正の流れの中で、図画工作科成立の経過を跡付ける。その際、新たに発掘された資料⁽⁴⁾も活用する。

図画工作科の成立経過について

② GHQ/SCAP 文書の公開にともない、日本国内でもマイクロフィッシュ化された同文書を閲覧できるようになったので、CIE 教育課の「週間報告 (Weekly Report)」「会議報告 (Conference Report)」⁽⁵⁾を使い、CIE 教育課側からの資料によって、図画工作科成立の過程を跡付けていく。

③ 昭和22年度版学習指導要領図画工作科編(試案)の目標、内容の分析には、芸能科図画、芸能科工作の「目的」を参考にするのは当然であるが、学習指導要領が出されるまでの指導の手引きとなった「図画工作指導上の注意」⁽⁶⁾との比較検討も行う必要がある。芸能科図画、芸能科工作の教科書の発行停止問題から生じた手引作成のいきさつを含めて、同手引の分析を行う。

なお、図画工作科の成立過程を明らかにするには、関連する他教科（職業科、家庭科、理科など）の成立過程を解明することが有益である。しかし、本稿では家庭科に限定して若干の検討を行うのみにとどめた。坂元彦太郎は、図画工作科とのからみで、小学校家庭科廃止論が CIE 教育課から提案されたと述べている。⁽⁷⁾ 図画工作科の性格、内容に直接かかわる問題であるので、どのような文脈の中で生じた問題であるかを検討する。

また、図画工作科の工作分野の教科としての性格を検討していくとき、技術教育との関連を解明することが大きな課題である。それは、普通教育における技術教育の確立過程を検討する一つの重要な糸口である。しかし、本稿においては、普通教育における技術教育そのものについて検討することを目的としていないので、技術教育において重要な要素となる、生産労働の位置付けの問題に限定して分析を行う。

時間的には図画工作科の成立は学校教育法施行規則による規定並びに学習指導要領図画工作科編(試案)の発行をもって一段階とみなしえると考え、終戦時から1947年5月までに限定して検討することとした。

用語の問題であるが、現在の「教育課程」は、戦後教育改革期には「教科課程」であったので、本文では後者を使用する。家庭科の教科名は「教科課程案」などで明示されたときは、それを使用するが、不明のときは、家庭科と表記した。

1. 教科書問題

戦後教育改革期における芸能科図画、芸能科工作の問題は、まずは教科書の問題として始まった。周知のように1945年9月15日「新日本建設ノ教育方針」が発表され、それにもとづき、9月20日付通牒「終戦ニ伴ウ教科用図書取扱方ニ関スル件」によって、いわゆ

る墨ぬり教科書が使用されることとなった。芸能科図画、芸能科工作においても同様であった。12月には「国民学校、中等学校及青年学校教科用図書ニ関スル件」⁽⁸⁾が教科書局庶務課長から通牒された。そこでは、資材難による教科書供給の困難がある上に、教科書を新たに印刷発行するには連合国最高司令部の承認が必要となったことによって、教科書の供給が円滑に進まない事態を知らせ、当面、「古本」を活用することをうながしていた。

翌1946年4月9日教科書局発37号「新学期授業実施ニ関スル件」⁽⁹⁾は発行中止教科書を指定したが、その中に国民学校芸能科図画及工作に関する全教科書が含まれていた。但し、「五、発行供給中止教科書ニ対スル措置」として、「イ. 国民学校芸能科図画及工作ニ付テハ既ニ発行供給セラレ児童所持ノ図書ニ付便宜削除訂正（其ノ箇所ハ追テ本省ヨリ指示ス）ヲ厳密ニ施シタルモノノ使用ハ認メラルモノトス」としたが、師範学校図画及工作、中学校芸能科については、「従前ノ教科書ハ一切使用シ得ザルモノト」された。しかし、5月16日発教52号「教科用図書の使用について」⁽¹⁰⁾では、先の国民学校芸能科図画及工作に対して記された「五項、イ」も取り消された。これは、同通牒の文面では「之等の教科用図書は本省が連合国総司令部の検閲承認を経て印刷発行されたものに限られるもので本年三月迄使用されたものは勿論のこと他の印刷物（謄写刷でも）の使用は一切許されないものですから誤りのないよう念の為に更に御注意致します。従って」として、上記の取り消しの文章が入っている。これからは、CIE の管理の強化によるものと読みとれるが、CIE の指導の中味は次のようなものであった。

1946年5月3日、有光教科書局長は、CIE との連絡会議で、図画と工作の教科書問題を提起している。そこでは「図版作成の問題から、新しい教科書を一年間準備することができない」と述べた。それに対して、担当官であるトレーナー海軍少佐は、「非常事態に使用するという条件を拡張はできないので、墨ぬりの戦時教科書を他の年度用に許可することはできない」と例外措置を認めず、新たな提案を行った。即ち、この教科では教科書を用いず、公民教師用書のように、教師用手引書でかえたらどうかというものであった。これは後日グリフィス大尉にチェックされ、同意を得たという記述があるように、CIE 教育課においても、当初から定められた方針ではなかった。⁽¹¹⁾ 有光局長は5月7日に墨ぬり教科書を使用せず、教師用手引書を作成することに決定したことを CIE との連絡会議で報告し、⁽¹²⁾ その方針にそって発教37号の但し書きは取り

消され、教師用手引書の準備が急がれた。そして、5月30日には発教56号「国民学校教科書中発行供給中止図書の件」が出され、「四、芸能科図画、工作については近く教授上の注意及び教材配当の基準を示した簡単な教師用手引を出す予定である」と、先の方針が明記された。なお、5月16日付発教52号は6月1日に電報で取消され、6月6日付発教63号「教科用図書の使用について」が出され、「輸送事情等によってまだ届かない間は、削除・訂正した教科書を便宜使用して差支えない」とし、また発行しない教科書についても、当分の間、削除・訂正したもののが使用を許可している。更に新聞、雑誌の記事を贅写刷りすることも許可しているなど、より現実的な対応となった。この間、教科書行政がめまぐるしく動いていたことがわかる。

ところで、芸能科図画及工作の「教師用手引書」は、6月17日発教65号「国民学校・青年学校・中等学校・師範学校及び青年師範学校芸能科図画工作の授業について」⁽¹³⁾の別紙「図画工作指導上の注意」として通牒された。なお、6月14日のCIE教育課の「週間報告(Weekly Report, 以下「週間報告」と表示する)」には、図画工作的教師用手引書の最終報告が出されたとしている。⁽¹⁴⁾ そこでは単に事実の報告だけではなく、「教科書を使用しないことにより、教師のアイデアが生かされるだろう」と手引書による指導の積極面を評価しようとしていた。なお、CIE教育課の教育課程・教科書部門の部内研究会でまとめたCIE教育課長までの報告書には、「図画工作では教科書を使用しないと決定するだろう」とされていた。⁽¹⁵⁾ これは6月6日のことであった。

先の「教師用手引書」の内容については後述することとして、教科書の取り扱いの推移を見ておこう。上記のようなCLE教育課との接渉とは独自に、教科書局調査課が1946年2月全国の師範学校附属国民学校の教員に対し、教科書に関する調査を実施し、図画教科書と工作教科書について、それぞれ6月、7月に報告書をまとめた。⁽¹⁶⁾ 質問の第一は「教科科目の性質上、教科書が無い方がよいと思はれるものはありますか。あればその教科科目の種類及び学年と理由とを御示し下さい。」というものであるが、図画の児童書に関しては、「科目的性質上教科書不要」は11であり、その項目に属する意見には、

「○初等科一、二年の児童には模倣性の強い時期であるから、教科書を持たせると臨画におちいって、創作力を養ふ上にさまたげになるというもの（5）

○全学年に於ても教科書を持たせると模倣におちいるもの（4）

○初等科一、二年の児童は未分化の時期にあり、生活題目によって全教科の総合的な取扱いをするのがよいか、そのため特に図画は教科書がない方がよいとするもの（1）などがあった。

工作的児童用書については「この項目には、教科書がない方がよいとする意見と、積極的に教科書がある方がよいとする意見とがある。

○前者の教科書がない方がよいとする意見には、初一、二の教科書不要とするもの（4）、全学年の教科書不要とするもの（2）がある。教科書があるとそれに拘泥して創作力の涵養に障害になるというものがその理由である。

○後者の教科書は必要であるとする意見（3）は、それぞれ異った理由をあげている。即ち、（1）わが国の工作教育はまだ教科書なしで満足に行へる程普及発達してゐない、（2）少ない時間で簡単に教材を決定し、工法を研究し、材料・用具の準備の目安を得るには教科書に依るほかない、（3）児童の読図力の養成や正確な製作の指導に役立つ。」というものであった。特に図画科においては教科書を不要と考える教師が一定数いたのである。

一方文部省においては、山形寛図書監修官を中心に戸籍書作成の準備が進められていた。この作業は初等科一、二年の教材配当表を作成するまで進んでいた。その案は、「図画工作」として、総頁55ページの中に、図画と工作の教材を配当している。工作部分は

ふね、つる(折紙、色紙)／帽子、箱(同)／おひなさま(同)／花(切抜き、色紙)／とりどけもの(ちぎり紙及び切紙)／けしき(切抜き貼り紙)／風車(中厚紙一木、きびがらを交える。動くもの)／運動具(同)／色紙入れ(中厚紙一実用的なもの)／手紙さし／小箱(中厚紙)／家の類(同)／動物園(中厚紙一パノラマ式のもの)／牧場(同)／おだんご(粘土)／やさい(同)／兔と亀(同)／かわいいとり(同)／形集め(木の葉、草の葉集め)／何かでふねができるか／古はがきで、何か作れないだろうか／⁽¹⁷⁾

のテーマで26ページをあてている。工作部分については、見開き2ページ分ずつ、担当者とみられる名前が書き加えられていた。「阿部、松田、和田、山形、三苦、渡辺、田原、長谷川」の各氏だが、教科書の編修委員会のメンバーと推測される。山形寛は、後に「図画工作科のコース・オブ・スタディの編集委員は、はじめ教科書を編集するために組織した委員会を、教科書の編集が中止になったので、そのままコース・オブ・スタディの方にまわってもらった。」と述べているので、この人々が最初の学習指導要領図画工作科編の作成にかかわった

図画工作科の成立経過について

可能性が大きい。

それはさておき、この教材配当表には「昭和二十二年度用教科書として立案し、昭和二十一年八月、CIEの意見により、教科書を編纂しないことになったため廃案となったもの」という書き込みがある。一方、1946年9月11日、第4節で述べる教科課程改正に関するCIEと文部省の連絡会議⁽¹⁹⁾ではじめて、山形寛も出席して、図画と工作（Arts and Handicraft）を取り上げている。その時の「会議報告」は、この分野での教科書に関する問題が再び提出されたこと、方針は教科書を使わず、教師用手引書を作成することであったことを報告しており、教科書の問題が大きな論議の対象となつたことを伝えている。討議の結果として最終的に「コース・オブ・スタディを仕上げること、教科書は使わず、コース・オブ・スタディの資料に含まれる図解資料を作成することで合意」した。

以上の経過のように、CIE側も最初から図画及工作的教科書を使用しないことを決定していたのではなく、当初は教科書作成の困難さから、教師用手引書の作成の指導となり、その後に教科の性格上から無教科書の方針をとつて行ったのである。そして、最終的に1947年度について教科書を作成しないことが決定されたのは、1946年9月11日ということになり、それ以降、教科課程改正委員会における改正案においても、「教科書を使用しない」との但し書きがなされるようになつた。この過程では、先に示したように日本側にも、芸能科図画あるいは芸能科工作の教科書を不要とする意見も一定程度存在し、CIE教育課の方針を受け入れる素地があったわけである。

2. 「図画工作指導上の注意」の分析

さて、6月15日付発教65号通牒の別紙「図画工作指導上の注意」の内容を検討しておこなう。なお、この「教師用手引書」について報告したCIE教育課「週間報告」では、教師が教材を学校や社会から見い出すことを奨励していた。⁽²⁰⁾

山形寛の『日本美術教育史』には項目が掲載されているのみであるがこの段階における芸能科図画並びに芸能科工作の性格を知る上での基本的な資料と考えられるので、繁をいとわず、全文を再録する（表1）。

この「図画工作指導上の注意」に目を通して、まず気付くことは、1946年6月17日の時点では、「図画工作」としている点である。この文書の中で、「図画、工作」、「図画や工作」としているのが各一ヶ所に対して、「図画工作」は4ヶ所である。内容的には一見してわかるように、工作に関するものが大半を占めていること

である。一、四、七は図画と工作に共通する内容であるが、二、三、五、六は部分的に図画に関するふれてはいても、主たるところは工作に関するものである。

この工作的な内容は次のような性格を持っているとまとめることができる。

①道具や材料に関する科学的な基礎知識、並びに基礎的技術を教えようとしていること

②工場などの見学も含め、児童、生徒が生産労働と接する場を設定し、協同作業を重視したこと

③家庭、地域の児童・生徒の身近な生活の中から積極的に教材を取り入れ、教科書にとらわれないことを奨励していること

である。言わば、生活に根ざすとともに、生産労働の基礎ともなる技術の教育という側面を持つものであった。この点に関しては、第一次アメリカ教育使節団報告書に記された次の部分が想起されるべきであろう。報告書は「本報告の要旨」の中で「職業教育はあらゆる水準の学校において強調されるべきものである。よく訓練された職員の指導の下に、各種の職業的経験が要望せられ、同時に工芸、及びその基礎たる技術及び理論に重点を置くべきである。（傍点筆者）」⁽²¹⁾と述べていた。

芸能科工作は、既に、国民学校令で設定されてから、それ以前の手工科の手技的な範囲を脱し、「物品製作に関する知識・技能」に加えて「機械の取扱いに関する常識を養う」ことを目ざした。しかし、それは「我が国産業を発展せしめ国防の充実を計る」ことが目的であった。即ち、近代的な技術の基礎を教えることが謳われても、軍需産業の振興と兵器の開発という枠の中であり、新しい日本建設の中では、否定し、乗り越えなければならないものであった。そして、戦後最初に示された、芸能科図画と芸能科工作の進むべき具体的な方向は、かっての手技的なものに立ち戻るのではなく、自然や社会の真実を見すえて表現できる力を養い、科学的な知識と基礎的技術を教えるという新しい理念を持ち、また、生産労働との接点をさぐるという極めて積極的な意味をもっていたと言えよう。

3. 教科課程改正の経過と図画工作科

戦後教育改革期における教科課程改正の過程はすでに戦後教育資料によって明らかにされているが、⁽²²⁾ 1946年3月31日、第一次アメリカ教育使節団の報告書が提出された直後に、文部省の視学官、図書監修官を中心に「教科課程改正準備委員会」が組織され、4月17日から発足している。そこで注目すべきことは、

【表1】図画工作指導上の注意⁽²⁾

一、「創造力の養成、個性の伸長に留意すること。」この二つは芸能科図画工作の最も主要な目的である。従来やゝもすると、教科書にある教材や見本をそのまま製作させている場合が少なくなかったやうであるが、これは児童生徒の個性を無視し、画一的に製作させる最も悪い傾向であるから、思い切ってこれを改め、工夫製作、自由製作、写生、想像画等を多く課して、自由に製作させ、児童生徒の創意工夫をうながし、創作のよろこびを味はせるやうに、又能力のない児童生徒には能力のないなりに、無理な強制はしないやうに指導してほしい。

二、「つとめて共同製作を多く課し、協力して働くといふ精神を養成すること。」

この際従来のやうに、平均の能力を要求することなく、各人の個性能力に応じて課題を与へ、児童生徒をして自分の個性を尊重するとともに、協力者の個性をも十分尊重する習慣を養ひ、将来社会人としての基礎訓練たらしめることが、大切である。このことと関連して、共同の作業たる教室や、道具の整理整頓を正しくやらせるやうに心がけることを忘れてはならない。

三、「道具や材料の性質をよく教へ、そのものの中にふくまれている科学的法則を知らしめ、それから正しい使用法、手入れの仕方を教へ、道具、材料を愛護する精神を養ふこと。」

従来製作の場合のしつけとして、「まっすぐに持て。」とか、「足を六十度に開け。」とかいふやうなことを教へて来たが、こんな教へ方では何の役にも立たない。しつけなどといふことは、使う道具や、材料の性質により、自然にきまつてくるものである。

道具の使用法といふやうなことと同時に、簡単な基礎知識、基礎的技術、より複雑なものを製作する場合には是非知ってゐなければならない基礎的技術、例へば工作ではネジ、釘などの使用法、木材の接着法、糸のむすび方、粘土の使い方、遠近法といふやうなことを熟知させることが大切である。

四、「理科の教材と密接な関連をもたせ、自然美の再構成である図画、工作の作品にも、自然界の真実や法則をそのまま正確に表現するやうに指導すること。」

このことは、より複雑なものを製作する場合にも、忠実に、ごまかすことなく製作するもとなる

ものである。更に自然界のみならず、社会の真実をありのままに表現するやうに指導することも必要である。

五、「教材を身のまはりから豊富に取り入れること。」

学用品、教科書、ノートの修理から、家庭にある時計、電気器具、自転車、其の他の器具の修理、自分の衣服のつくり、書斎の整頓美化など、図画工作の教材となるものは身辺にいくらでもある。他人の手をまつことなく、自分で何でもできるやうにし、少しでも身のまわりをきれいにし、自分の部屋をすみ心地よくし、家庭生活を合理化する。このような活用面のこととも考へて指導することが必要である。

六、「地方に特有な工芸品、生活必需品をとり入れて指導すること。」

ことに、色々な設備のない農村漁村の学校にあっては、農具や藁工品の製作、漁網の製作修理などを指導するのもよい。従来のやうな、教科書に示してある教材よりも、児童生徒の生活に密接に結びついた教材による教育の方がはるかに有意義である。

七、「見学、鑑賞などを適当にとりいれること。」

時には、図画工作の時間をさいて、遠足、見学などをを行い、美しい風景に接せしめ、動植物の観察を行って、自然美を観賞する機会をつくり、又、展覧会、古典の作品に接して、絶えず鑑賞眼の養成をおこならないやうにすることが大切である。又、工場などに行き、色々な器具機械の製作や印刷製本などの実際に接し、その技術を修得せしめるとともに働く人達の真剣な心がまへを学ばせることも是非必要である。

図画や工作は、地方地方の実情や、児童の生活に即して指導しなければならないものであり、またこの科の指導には色々な設備や材料が必要であるのに、学校によって設備がまちまちであり材料も入手し難い事情にある。

この二つの点をよく考へ、前記指導上の注意を基として、各学校において、それぞれ実情に即した柔軟性と弾力性のある指導細目を編纂して、実際の指導に当ることが最も望ましい。あるひは実情の似通った数校が協議し、この道に堪能な人々の手によつて、その地方に適切な、特色ある細目をたてることもよいことである。

図画工作科の成立経過について

第二回委員会（4月19日）において、「国民学校ニ於テハ教科ヲ存置スルガ可。国民学校デハ低学年ハ科目ヲ綜合シ、高学年ニ至ッテ分科スルコト」という方針を決めていることである。この委員会は5月29日の第十二回までは「教科課程改正準備委員会協議経過報告」に記録されており、同資料には「八月末迄約十回開催」の書き込みがある。しかし、十二回以降の委員会の日時は不明である。

上記の方針によってか、教科課程案の早い時期のものと考えられる「小学校教科課程案（第十四回委員会協議により修正されるもの）」⁽²⁴⁾（表2）において、すでに図画と工作は統合された時数が1学年から6学年まで示されていた。しかし、それは検討を要したものとみられ、山形文庫に残されたこの案には、工作を手工と直し、1～3学年で各1時間を書き込み、4～6学年で、それぞれ二と一の数字を入れた上で消去している書き込みがある。

この案の作成時期の特定はできないが、6月11日、CIE教育課々長補佐のトレーナーと、文部省学校教育局中等教育課々長中村新一、同教科課程改正準備委員会委員長野村武衛が「カリキュラム改革のための文部省案」をテーマとした連絡会議を行っている。⁽²⁵⁾ 文部省内の教科課程改正準備委員会の作業が検討され、その中で委員会の初等学校の教科課程改正案が提出された。その改正案は基本コースとして、a. 社会（歴史、地理等を組込む）、b. 国語（関連する全ての科目を組込む）、c. 理科と算数（低学年で統合し、高学年で算数と一般科学に分科する）を設定し、その他の教科として、音楽、美術（arts）、工作（Handicrafts）などを

とり上げていた。授業の組み方は、午前中に基本コースを配し、午後に他教科を行うという形態であって、ドルトンプランに近いものであると報告されている。続いて6月15日の連絡会議では教科課程改正準備委員会が新たな初等学校の改正案を提示している。⁽²⁶⁾ それに対して、CIE教育科側は、全体として以前の案よりも改善されている、と評価しながらも、問題点を指摘している。「一つの重大な欠陥は、初等段階通してソーシャルスタディが週一時間であるのに対し、算数に4～5時間当てていることである。同様なバランス上の他の欠陥がある。」というものであった。この記述から見て、このときの案は、ほぼ、表2の「小学校教科課程案」に一致する。従って第十四回教科課程改正準備委員会は、6月11日から6月14日の間にもたれたものと推測できる。

これは、文部省が独自に進めてきた教科課程の改定作業の中で、早い段階から図画と工作の統合案が出されていたことを示している。なお、この準備委員会のメンバーは明らかにされておらず、上記の「小学校教科課程案」が図書監修官であった山形寛が参加した場で検討してきたかどうか不明である。⁽²⁷⁾ 前記「会議報告（Conference Report、以下「会議報告」と表示する）」は委員会メンバーが22名であること、改正案の作成には、最初の案は9名が関与し、今回の案は、その中の5人が当たったと報告している。更に、6月21日の「会議報告」⁽²⁸⁾には、カリキュラムの問題に取り組む35名の委員会メンバーと、「最初の会議」を行ったことが報告されている。この会議には山形寛も出席しており、⁽²⁹⁾ 35名という数は教科課程改正（準備）委

【表2】小学校教科課程案
(第十四回委員会協議により修正せるもの)

教科目	第一学年	第二学年	第三学年	教科目	第四学年	第五学年	第六学年
国語	6	8	8	国語	8	6	6
算数	4	5	5	算数	4	4	4
公民	1	1	1	公民	1	1	1
自然	2	2	2	歴史	2	4	4
体操	4	4	4	地理	3	3	3
音楽				理科	2	2	2
図画	3	3	4	工作	2	2	2
工作				裁縫		2	2
合計	20	23	24	課外活動	3-6	6-8	6-8
合計				合計	27-30	32-34	32-34

出典：山形文庫

員会の全メンバー数を示しているのであろう。⁽³⁰⁾

教科課程改正委員会による検討は続けられ小学校教科課程の新たな改正案が作成される。それが、「第二十回教科課程改正委員会により修正を加へたもの」⁽³¹⁾（表3）である。これにも日付が明記されていないが、8月1日「会議報告」⁽³²⁾の付属資料として添付されているもの（同付属資料には「第20回教科課程改正準備委員会で修正された」という但し書きが英語で記入されている）と同一と見られるので、7月末に作成されたと考えてよいであろう。ここでは、教科名は、美術科—Art、実業科—Vocational subjects、家政—Home Economics、と英訳されている。なお、この「会議報告」には、図書監修官、視学官など約15名のグループの文部省教科課程改正準備委員会によって決定された、と記載されており、山形寛が関与していたかどうかは不明である。

以上のように、文部省内に設置された教科課程改正委員会による改正案においては、一貫して、図画科と工作科は統合されていた。2節で見たように、6月15日「図画工作指導上の注意」も、統合して見ていた筋が強い。この時点における図書監修官としての山形寛の改正準備委員会へのかかわり方が不明であるので、

山形の意見がどう反映したか明らかでないが『日本美術教育史』において図画科、工作科が「図画工作科」に統合されたのは占領軍の意志によるものという山形の断定には問題が残る。

ただ、この教科課程改正作業の中で、常に図画と工作の統合したものばかりが出されていたのではなかった。『戦後教育資料』には、日時は不明であるが、教科の目標を示す文書が残されている。「生活理科」「算数学科」に加えて「美術科図画」に関するタイプ印刷の文書である。この「美術科図画」は山形文庫に残された謄写刷りの「図画は…」に始まる文書と同じ内容である。但し、表題は付されていない。同じ綴りの中に、手工、工作に関する文書が存在する（表4）。それらの図画の目標は、国民学校芸能科図画の目的、教材並に教授上の注意とほとんど同じ内容である。若干生活に関する内容が加味された程度である。手工、工作的目標には、芸能科工作にはなかった「科学的な製作態度」「科学性」が加わり、当然のことながら「国防」に関する記述が消えている。しかし、基本的な構造は芸能科工作の目的、教材並に教授上の注意とそれほど変化はない。このように、教科課程改正の作業の中で国民学校令による科目として分離されていた芸能科図画、芸

【表3】小学校教科課程案【抄】

（第二十回教科課程改正委員会により修正を加へたもの）

教科	初 等 科												高 等 科			
	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年		第五学年		第六学年		第一学年		第二学年	
	時数	内容	時数	内容	時数	内容	時数	内容	時数	内容	時数	内容	時数	内容	時数	内容
美術科	3	図画 手工	3	同左	3	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左
実業科													3	農業 工業 商業 水産	3	同左
家政									2 (女)	裁縫	2 (女)	同左	3 (女)	家事 裁縫	3 (女)	同左

出典：戦後教育資料

【表4】【表題なし】

〔山形文庫所収〕

手工・工作は、物品製作に関する普通の知識技能を得させ、作品を理會し鑑賞する能力を養ひ、目と手の訓練をし、科学的な製作態度を培ひ、工夫考案の力を養ふ。

低学年では、主として軟材料を用ひて製作させ、製作に対する興味を起させ、一般作品に対する関心を持たせる。

高学年では、軟材料と硬材料とを削除して用ひて製作させ、材料〔の性質〕・工具〔の使用法及び手入れ法〕・工作法の大要を理會させ、製作意欲を高め、製作活動の社會的・經濟的意義を覚らせる。

教材は生活の実際と土地の情況とに即し、個性を伸ばすに適したものからとる。

〔製作に附帯して製図・図案の指導をする。〕

適応共同製作を課し、團體活動中に於ける個人の責務を理會し、誠実に仕事をする習慣を得させる。

器物・器具・機械などの構造・機能を理會させ、その科学性、及び用と美との関聯に留意させる。身辺にある材料の活用に努めると共に、材料・工具・機械・製作技法の進歩に留意させる。

〔訂正、書き込みを原資料通りに記載した〕〔 〕内は挿入

図画工作科の成立経過について

能科工作にもとづいた、図画、手工、工作の内容の検討がなされていたことがわかる。ただそれさえもタイプ印刷の文書の表題に見られるように委員会としては「美術科…」の中に統合して理解していたと考えられる。

4. CIE 教育課の対応

CIE 教育課のカリキュラム改定作業のとり組みを検討しておこう。

すでに先行研究で明らかにされているように、⁽³³⁾ アメリカ教育使節団の来日を前にして、CIE 教育課は日本の教育の内容・方法・制度について詳細に分析を行った。その成果は使節団に提供され、第一次アメリカ教育使節団報告書作成に生かされた。第一次報告書が 1946 年 3 月 31 日に出されてから、CIE 教育課は報告書にもとづいて部内の研究を積み重ね、カリキュラムと教科書の改正の方向と日程を検討している。

1946 年 6 月 6 日、K. M. ハークネスを中心、「教科課程及び教科書係」がまとめた報告書が CIE 教育課各長に提出されている。そこでは学校教育、教科課程等について詳細に検討し、次のようなスケジュールを示していた。⁽³⁴⁾

8月	教科課程を組み立てる	
9月	コース・オブ・スタディ	
10月	コース・オブ・スタディ 教科書執筆	
11月	コース・オブ・スタディ 教科書執筆	
12月	在職訓練	教科書執筆 印刷
	在学訓練	
1月	同 上	同上
2月	同 上	同上
3月	全体の調整をはかる	

これで、1947 年 4 月の新学期に間に合わせるというものであった。この報告書が提出される以前からハークネスは文部省関係者と会談を重ね、各学校段階の教科課程を収集していたが、前節で述べたように、6 月 11 日から、文部省の教科課程改正準備委員会との接触が始まったのである。そこではトレーナーが中心となり、必要に応じて、ハークネス、オズボーン陸軍少佐が同席した。7 月には、コース・オブ・スタディの参考例として、『バージニア・プラン』をバージニア州の教育局に直接送付依頼をする⁽³⁵⁾などの準備が進められていた。

教科課程改正作業は 8 月に入ってから本格化する。8 月 1 日の文部省教科課程改正委員会との連絡会議で、今後、週三回、月曜日、水曜日、金曜日にインフォーマルな形で定期的に教科課程改正についての連

絡会議をもつことが合意される。日本側は、恒常的には、野村武衛、青木誠四郎、坂元彦太郎、石山修平、西村（厳と考えられる）の 5 名が出席した。CIE 教育課は、トレーナー、オズボーン、ハークネスであった。

同じ頃、教科書、コース・オブ・スタディ、教師用書の作成にかかわって、担当者が決定され、次のようになっていた。⁽³⁶⁾

社会科—ハークネス（日本歴史はトレーナーが取扱う）／自然科学—トレーナー／数学—ハークネス／国語—トレーナー／美術 (Fine Arts) —トレーナー／体育—ノルヴィエル陸軍少佐／職業教育—オズボーン／外国语—トレーナー／家政 (Domestic Science) —ドノヴァン陸軍大尉

8 月 5 日の定例連絡会議では、教科課程試案は国語、社会、算数、理科、音楽、美術 (Art), 家政 (Domestic Science), 職業指導と職業科目、体育の 9 分野を試行的な分類とすること、それをベースにして検討を進めることに同意している。⁽³⁷⁾

ここに、CIE 教育課においては図画と工作は Art(s) もしくは Fine Arts として検討されていくことになるが、既に見たように、図画と工作を統合した案は日本側の教科課程改正案の延長上にあり、定例連絡会議に出席している日本側委員も同意していたのである。

これ以降、週三回の定例連絡会議はほぼ確実にもたれ、教育の目的、教科課程の構造の問題、あるいはコース・オブ・スタディの問題などの全体にわたる事項の検討に始まって、各教科につき逐次検討されて行った。各教科を検討する時には当該の図書監修官が出席し、討議に参加した。中でも社会科の新設とその内容の方向付けについては、何回か検討され、CIE 教育課も力を入れていた。

国語、社会、算数、理科に引き続き、9 月 11 日には、工作と図画 (Handicrafts and Drawing) に関して、山形寛も出席して討議がなされた。この連絡会議で議論された主たる内容が第 1 節に記したことであり、「会議報告」には、他に目立ったことは報告されていない。この日の連絡会議でトレーナーから「図画と工作は一教科になるに決まっている」と決めつけられたと山形は言うのである。この席には、石山修平、林傳次、西村が出席しているが、石山、西村は、前記したように 8 月 5 日、[Art] を一分野として検討していくことに同意していたのであるから、トレーナーの主張を一方的なものととらえたのは、山形一人であったかもしれない。

この後、教科課程改正に関する「定例会議報告」は、音楽、家政を検討したこと並びに教科書作成に関する

こと等を報告し、1946年9月27日、次年度4月に向けての「初等段階と中等段階の教科課程試案の最終報告案」を立案したことを報告している。この「最終案」を見る前に、次節で家庭科の問題を検討するので、「家政」に関しての討議内容を見ておこう。

9月16日、CIE教育課からは、トレーナー、ハーケネス、ドノヴァン、L.L.ホームズが出席し、日本側は坂元彦太郎、西村、林傳次、重松伊八郎、野村武衛、石山修平が参加して、家政(Domestic Science)に関する連絡会議を行っている。そこで林は、理科、公民教育部門と会合をもち、いくつかのトピックを家政から移し、他の分野で扱うことを報告している。重松伊八郎は、次のような家政の教材プランを示した。⁽³⁸⁾

- 1 衣服、製作と修理
- 2 家庭経済：支出、家計、買物、節約等
- 3 育児
- 4 衛生看護
- 5 調理：栄養、準備、保存、調理

この連絡会議の中で、重松伊八郎は、何故長い期間にわたり、裁縫が女子に必要とされるかと問われ、それに対して、伝統的なものであると答えていた。そして、この分野のコース・オブ・スタディの作成にかかること、後に、教科書の問題を検討していくことが提案された。

これらの連絡会議を経て、最終案としてまとめられた教科課程改正案における図画工作、家政、実業に関するものは表5のようなものであった。なお、日付が印刷されていないため、どの段階のものか特定できな

いが、『戦後教育資料』には、表6～8のものが含まれている。

前節で紹介したものを含めて、6種類の教科課程案が知られているわけである。表7の若干不明確な表記のため図画科、工作科を分離させているのかどうか確定できないものがあるが、他の全ては一貫して小学校・中学校段階では、美術科もしくは図画工作科としていることがわかる。教科課程改正委員会のレベルでは、図画科、工作科の統合、分離の間を動搖することはなかった。換言すれば、これらの資料で見る限り、統合問題を十分に検討したという跡を見い出すことはできない。少なくとも、図画、工作関係者の意見を組織的に集約して反映させるようなことはなされなかつた。

5. 学習指導要領図画工作科編(試案)の作成過程

図画工作科については、1946年9月11日の定例連絡会議で山形寛にコース・オブ・スタディの作成が指示された。

コース・オブ・スタディの作成については編纂委員会が構成された。委員名が「会議報告」に記載されているので、⁽³⁹⁾ 1946年10月9日までにはつくられたのである。委員は表9のメンバーであった。⁽⁴⁰⁾

CIE教育課の日程の見通しは、教科課程試案の最終案が決まった段階で再検討され、コース・オブ・スタディは12月20日、1947年の教科書は12月31日を完成日として設定された。⁽⁴¹⁾ コース・オブ・スタディを

【表5】国民学校 教科課程(試案)【抄】

昭和21、9、27(金)

	國民学校						下級中等			上級中等			備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
図画工作	R	R	R	R	R	R	R	R	R				教科書ヲ使用セズ「教師用書」ニテ指導
図画										(E)	(E)	(E)	
工作										(E)	(E)	(E)	
家政	[庭]		R	R	R	R	R	R	(E)	(E)	(E)		教授内容は委員会ニテ決定 (女子ニ特ニ必要ナモノニ限定スル)
実業科			T	T	T	T	T	T	(E)	(E)	(E)		学校ニヨリ農、工、商、水ノ一部又ハ数部ヲ置ク 初級ノ教科書ハ新編纂、上級ノ教科書ハ学校ニ任セル
備考													
一、本表ハ試案ニテ今後ノ討論ノ基礎トスルコト 二、上級ニテモ必須課目ノ教科書ハ国定トスルコト 三、法制、経済、哲学等ハ実施一年ノ情況ニヨリ再考スルコト [R 必須教科目、T 教科書ヲ必要トスル、E 選択科目]													

注 [] 内は山形文庫所収資料の書き込みである。時間数の書き込みもあるが、不鮮明なところがあるので除外した。

出典：戦後教育資料、山形文庫

図画工作科の成立経過について

【表6】国民学校教科課程（案）【抄】

〔9, 26〕の書き込みあり

教科	備考
(2) 美術科	教科書は使わない
(3) 実業科	高等科のみに課する、農・工・商・水産の中一を課する。
[3] ↑ 書き込み 家政科	初等科五年以上の女子のみに課す、初等科には裁縫のみ、高等科にはその他の家政を加へる。

表6～8出典：戦後教育資料

【表7】国民学校初等科学科課程案【抄】

〔国民学校初等科、新制中学校学科課程案〕

教科目	課する学年	教科書使用学年
図画科	1～6	使用せず
工作科	〔美術科、図画工作科〕	

家政科 5, 6 内容は委員会で定める

中学校（6, 3, 3案による）学科課程案

教科目	必修科目として課する学年	選択科目として課する学年	教科書
音楽科 美術科	7, 8, 9		〔未定〕
音楽、図画、工作		10～12	
家政科	〔女〕7, 8, 9	10, 11, 12	内容は委員会で定める
実業科		7～12 (10～12は学校にまかせる)	

〔 〕内は書き込み

【表8】新制中学校教科課程案【抄】

〔22, 1, 10〕の書き込みあり

教科	学年	第一学年	第二学年	第三学年	備考
美術科	2	2	2		
実業科〔職〕 農業、工業、商業 水産科、家庭科	4-(8)	4-(8)	4-(8)		

〔 〕内書き込み

作成してそれにもとづいて教科書を作成するという手順を踏める状況ではなく、仕事は並行してなされた。但し、図画工作科に関しては、教科書作成の仕事はなかった。なお、この段階で、図画工作科（Arts and Handicrafts）の担当者はトレーナー、家政科（Domestic Science）ードノヴァン、ホームズ、L. J. ボウルス、トレーナーの4名、職業教育—オズボーン、

【表9】

コース・オブ・スタディ編纂委員会名簿

委員長	青木誠四郎
国語	石森延男
社会	勝田守一、保柳睦美、松崎壽和
算数	和田義信
理科	岡現二郎、大島文義
音楽	諸井三郎
図工	山形 寛
家政	重松伊八郎
体育	塙田治作、西田 剛
実業	島田喜知治、長谷川淳
調査	木宮乾峰
学校教育局	村上俊亮、野村武衛

出典：勝田守一資料

L.Q. モスとされた。なお、実際に図画工作科を担当したのは理科を担当していた V. エドミストンだった。

日本側におけるコース・オブ・スタディの作成予定と山形の実施日程は、表10である。⁽⁴²⁾ 今のところ、この資料以外に、作成過程の経過を示した日本側の資料は知られていない。しかし、CIEの文書には、「会議報告」「週間報告」が残されており、それによってコース・オブ・スタディの作成過程をあとづけることができる。図画工作科のコース・オブ・スタディの作成過程では、後述するように、家庭科との統合問題が発生した。その関係もあるので、両者の検討過程を「会議報告」「週間報告」で明らかにしておこう（表11参照）。

① 図画工作科コース・オブ・スタディ検討の初期の段階

既述したように、図画工作科の場合は、教科書の取扱いから検討が始まった。教科書を使用しないことで、CIE教育課と担当者を含む文部省側が合意してから、山形寛はコース・オブ・スタディの作成にとりかかっている。10月29日には、CIE教育課に提出した図画工作科の目標について、基本的な合意を得ていた。その日の「会議報告」でエドミストンは「図画工作科コース・オブ・スタディの教材の展開にはバージニアのコース・オブ・スタディが参考になる」とメモしているように、図画工作科においても、バージニア・プラン⁽⁴³⁾が比較検討の資料に用いられていた。

② 家庭科コース・オブ・スタディの検討の初期の段階

【表10】コース・オブ・スタディ作成計画【抄】

主題	一般目標	児童生活	指導法一般 考査法一般	教科目標	教材一覧表	教科学習 と児童の 発達	教科指導法	Test& evaluation	各学年指導 1-2, 3-4, 5-6
完成期	10.15	10.15	10.31	10.31	11.10	11.10	11.10	11.10	11.20, 11.20 11.30
美術 図画工作	序論試案来ル 第二回一般 目標来ル	図表6枚 11.2来ル	着	9.30提出	11.9マデニ 提出ノコト 11.18第一、 第二両案 提出	11.9マデニ 提出ノコト 11.18提出	11.25日 提出	11.25日 提出	

(注) 美術、図画工作の欄は全て書き込み、他は謄写刷

出典: 山形文庫

家庭科は検討の初期から困難な問題をかかえていた。戦前において、裁縫科、家事科は女子教育の中核教科として「婦徳の涵養」をはかり、家族制度の維持と国防国家体制の確立に資することが求められていた。敗戦を契機に、その性格の変革がせまられた。「女子教育刷新要綱」(1945年12月)、『新教育指針』(第三分冊)「女子教育について」(1946年11月)など、女子教育の向上と、男女の教育の機会均等の方向が早くから打ち出された。また、「アメリカ教育使節団報告書」における男女共学、六・三制の提案などは、従来の家事科、裁縫科を否定する方向性をもっていた。しかし、家政教育界の中での改革の構想や検討はそれ程活発にはなされず、⁽⁴⁵⁾ また、文部省内でも具体的な見通しを持った動きは見られなかった。

第4節で見たように、1946年9月27日の教科課程案まで、家政科として女子のみに課すようになっており、その内容は従来の裁縫科、家事科を想起させるものであった。

既に述べたように9月16日にもたれたCIE教育課と教科課程改正委員会の連絡会議で、家庭科関係についての検討が行われてから、コース・オブ・スタディの作成・検討が始まった。それ以降、この分野については、CIE教育課の指導が強く入り、文部省側担当官は常に受け身の立場に立っていた。⁽⁴⁶⁾ 最初にCIE教育課が提起したのは、裁縫科と家事科の統合であった。「会議報告」⁽⁴⁷⁾によると、裁縫科、家事科それぞれに構成された教科課程改正委員会のメンバーは、教師が他分野を担当することに不安を示し、再教育の必要性を強調している。最終的に合意するまでに一ヶ月近くかかっているのである。

次にCIE教育課が提起したのが、5、6年段階での男女共学の問題である。それが、図画工作科との統合という形で提案されてきた。これについては、次項で検討する。

同じ時期に、下級中学校段階での家庭科の取り扱いが検討されていた。結論を先に述べると、7、8、9学年の家庭科を実業科(後に職業科と名称が変わる)の一科とし、男女ともに選択できるようにしたのである。

この案がどの時点で、どこから出されてきたかは明らかではない。ただ、11月13日の「会議報告」⁽⁴⁸⁾の添付資料「下級中学校の週時数配分の文部省案」において、「実業科目」の項に、「(女子のための家庭科)」が加えられ、7、8、9各学年に4時間配当されている。この連絡会議は、文部省側から18名、CIE教育課から6名参加し、各教科の時間配分を検討したもので、青木が7~9学年で実業科に4時間配当する必要を述べたことが報告されている。

この直後の11月15日付「週間報告」⁽⁴⁹⁾は、「7、8、9学年の実業科に家庭科を含めることが決定された。実業科では、5コース(家庭、工業、農業、水産、商業)のいずれか一つで、各生徒は最低週4時間となる。」と報告した。さらに「ほとんどの女生徒は家庭を選択すると想定できるが、各分野とも、男女どちらにとっても自由な選択である。」と担し書きを加えている。この時点では、中学校段階の家庭科が、女子のみの教科でないことが明確にされた。即ち、男子も選択することが可能となり、それと同時に、女子が選択しない自由も生じたのである。このような位置付けになった理由として、同報告は「これは、家庭科を含んでるために、女子が週に余分な時間をとらなければならないという有害な要因を取り除くのである。」と述べている。男女共学の理念にそって、女子の特別な扱いが排除されたわけである。さて、この決定がどこでなされたか明記されていないので、CIE内部の決定である可能性もある。しかし、少なくとも、12月9日までには日本側も同じことを決定している。その日付のドノヴァンの「会議報告」⁽⁵⁰⁾は実業科の科目の一つに含まれられた家庭科のコース・オブ・スタディの検討に関

図画工作科の成立経過について

【表11】 図画工作科、家庭科、学習指導要領(試案)作成日程

日 時	図 画 工 作 科 関 係		家 庭 科 関 係	
	出 席 者	内 容	出 席 者	内 容
9月11日	林, 石山, 西村 山形, トレーナー ハーケネス	図画工作科について (教科書問題が中心となる)		
9月12日			家事関係者 トレーナー ドノヴァン ホームズ	ホームエコノミックスの教授と コース・オブ・スタディについて
9月16日			坂元, 西村, 林 重松, 野村, 石山 トレーナー, ハー クネス, ドノヴ アン, ホームズ	家政(Domestic Science) について (内容は前出)
9月27日			重松, 家政教育 改正委員会 ホームズ ドノヴァン	家政教科書の改正について (特記することなし)
10月4日			裁縫委員会 ドノヴァン トレーナー	裁縫教科課程の改正について (裁縫と家事の統合の問題) が話題となる
10月8日			林, 家政委員会 ホームズ ドノヴァン 大森	家庭科(Home Economics)の コース・オブ・スタディ, 教科 書について (裁縫と家事の統合について討議)
10月15日			重松, ドノヴァン	家庭科教科カリキュラムについて
10月22日			重松, ドノヴァン	家政について
10月25日			重松, 大森, ドノヴァン	家庭科教科課程改正について
10月29日	山形 エドミストン	図画工作科について (図画工作科の目標について)		
11月1日	ウィークリー・レポート(裁縫と家事を統合することが報告される)			
11月6日			重松 ドノヴァン	家庭科の教科書について (5,6年は教科書使わず)
11月8日	山中 エドミストン	図画工作科のコース・オブ スタディについて		
11月15日	ウィークリー・レポート(7,8,9年段階で家庭科を実業科の中に位置付けることを決定。5,6年で、 図画工作科と家庭科を統合して5時間の Practical Artsとする案について報告)			
11月15日	重松, 山形 エドミストン ドノヴァン	5,6年での、家庭科と図工科の統合について (両担当者に初めて提案される)		
11月21日			重松, 大森 ドノヴァン	家庭科コース・オブ・スタディについて
11月22日	重松, 山形 ヘファナン エドミストン ドノヴァン	家庭科と図工科の統合について(各コースのコース・オブ・スタディをまとめまるま での余裕が、重松, 山形から求められる)		
11月29日	ウィークリー・レポート(家庭科と図工科の統合の問題が、翻訳作業の遅れで防げられていると報 告)			
11月29日	重松, 山形 ヘファナン エドミストン ドノヴァン	家庭科と図画工作科のコース・オブ・スタディについて (Fine Arts と Practical Arts に分離しておくことを決定)		
12月3日	山形, エドミス トン	図工科のコース・オブ・スタデ イについて		
12月6日	ウィークリー・レポート(最初のコース・オブ・スタディにおいて、初等段階の図画工作科と家庭科 を統合することは実行できないと報告される)			
12月6日			大森, ドノヴァン	5,6年のプラクティカル・アーツについて
12月13日	山形, エドミス トン	図工科のコース・オブ・スタデ イについて(1~5章 英文提出)	重松, ドノヴァン	家庭科のコース・オブ・スタデ イについて(5,6年の図工科, 家 庭科の構造の整理)
	以後1, 2回の「会議報告」あり。 1947.3.14. コース・オブ・スタディの 印刷許可(ウィークリー・レポート)		以後, 3月末までにも, 11回の「会議報告」あり。 多くの困難があった模様 1947.3.21. 5学年についてのコース・オブ・ス タディの印刷許可(ウィークリー・レポート)	

(CIE, Education Division, Weekly Report, Conference Reportより作成)

して重松伊八郎と打合せたことを記しているからである。いずれにせよ、男女の教育上の差別を徹廃するという理念をふまえたCIE教育課の主導的な働きかけによって、男女ともに、家庭科も、実業諸科目も選択できる条件が整えられたのである。

③ 図画工作科と家庭科の統合問題

1946年11月15日、図画工作科担当の山形寛と家庭科担当の重松伊八郎の同席の会議で、CIE教育課のエドミストン、ドノヴァンから、5学年、6学年における図画工作科と家庭科の統合問題が提起された。⁽⁵¹⁾

なお、この問題については、11月15日の「週間報告」に、「5学年、6学年の家庭科で計画していることと、図画工作科で計画していることを統合することの可能性が11月15日の会議で論議されるであろう。それは、男女ともに学ぶ、プラクティカル・アーツと名付けられる5時間のコースを目標にしている。⁽⁵²⁾」と述べられている。

図画工作科と家庭科の統合問題は、山形寛『日本美術教育史』と、『戦後教育と私—改革をなった人たちの証言』における坂元彦太郎の対談の中で言及されている。前者の記述については後に述べるが、後者は次のようなものであった。アメリカ側による小学校家庭科の廃止論に対して、様々な摩擦が生じることを危惧し、「あなたの学校にもアートという授業があるだろう。そのアートの中に、所によってはファイン・アート（美術）とプラクチカル・アート（技術、実際的なアート）とを両方設けている学校があるだろう」と。『うん、そうだ』と。『そうすると日本でもその二つをつくってもいいじゃないか』と言って、ファイン・アートは『図画工作』と訳し、プラクチカル・アートを『家庭』と訳した。そんなことで時間は減りましたけれど、『家庭科』をやることになったんですよ。』⁽⁵³⁾と坂元は述べている。

この会話が、どの時期に、どの場でなされたか明示されておらず、今のところこの内容が記載された「会議報告」も「週間報告」も目にしていないので確認はできない。ただ、先の「週間報告」は、ファイン・アーツとプラクティカル・アーツの二本立が先にあったのではなく、プラクティカル・アーツの創設を意図したことを見ている。

ところで、11月15日における図画工作科と家庭科との統合の問題は、次のような主旨で提案された。女子が家庭科に余分な時間を費すか、あるいは工作的なコースに参加できないといった要因を取り除くために、5、6学年で男女ともに履習する「家庭のプラクティカル・アーツ」に両科を統合しようというので

あった。

重松、山形とともに、突然のこの提案に大きなとまどいを見せた。全く想像することもできないものとうけとめ、何はともあれ、既に進行していたそれぞれの科のコース・オブ・スタディを仕上げ、英訳して示すことにより、内容的な面から統合が不可能であることを示そうとしていた。このための時間は、CIE側には無用な時間のロスと受けとめられ、いらだちをまねいた。

この件について、山形は『日本美術教育史』で、ドノヴァン、エドミストンから指示されたとし、「彼等のいう図画工作科と家庭科との合体の理由は、両科は関係が深いということと、米国のどこかでそういうことをやっているところがあるというだけで、確かな理論的な根拠は無かったようである。」と述べ、他の箇所で「ヘファン女史はA級に属する人物であった。そのヘファン女史から、図画工作科は、社会科及び理科との関連が深いから、その関連に重点をおいた学習指導要領を作成との命令がきた。ヘファンの主張は先に図画工作科と家庭科との合体提案をしたエドミストンやドノバンのようなあやふやな理由によるものではなく、一つの筋の通ったものであったが⁽⁵⁴⁾——後略——」と記述している。山形が記していない提案理由が「会議報告」上に存在し、また、この件についての連絡会議でもある11月22日と11月29日には、ヘファンも同席しているのである。⁽⁵⁵⁾

11月29日の会議においては、英訳された両科の内容を研究した結果、ヘファンは「両科を統合するには、全く新たな出発が必要となる」ことを認識させられた。そして、最良のプランは、「現在では、家庭科にいくつかの単元を加え、それをプラクティカル・アーツと呼んで、男女ともに週3時間とることである」とした。また、「見る限りでは、Artsコースはほとんど完全にArtであって、実際的にHandicraftsでない」とも記し、その上で男女に週2時間をそれにあて、週5時間は「ファイン・アーツとプラクティカル・アーツ」と呼ばれると報告している。⁽⁵⁶⁾

この間の討議をまとめて、12月13日の「会議報告」は次のように整理している。⁽⁵⁷⁾

「2時間——図画工作科（このほとんどはストレート・アーツであろう）、男女ともに履習

3時間——プラクティカル・アーツ—ホーム・エコノミックス—ハンディクラフト。男女ともに履習。ここには、男子が女子と別に若干のハンディクラフトを履習する三つの場がある（5学年の二单元各一セクションと6学年一单元一セ

図画工作科の成立経過について

クション)

これが最終決定された。

以上のように、山形、坂元による図画工作科と家庭科との統合問題の紹介は、一面の真実は伝えていたのであろうが、部分的であり、誤った理解に導くおそれをもったものであった。CIE 教育課の図画工作科と家庭科との統合の考えは、女子のみが履習しなければならない教科を取り除くことであり、家庭科で行うような内容を排除しようとしたのではなかった。プラクティカル・アーツは、一般には職業とは結びつけずに手の操作能力の実際的教育を表わすときにつかわれ、その教育内容には普通、農業、商業、ホームメイキング、工業が含まれるものと理解されている。⁽⁵⁸⁾だから、家庭工作などの単元を加えて、男女共学の家庭科に落ち着いたと考えられるわけである。

以上 3 点にわたって、図画工作科のコース・オブ・スタディの作成過程を検討してきたが、この時点で CIE 教育課が図画工作科の内容に指導的に働きかけたのは、バージニア・プランの提供ぐらいであったようである。山形が CIE 教育課に提出した図画工作科のコース・オブ・スタディの原案はほとんど修正されなかっただけ⁽⁵⁹⁾と述べていることからも、内容的な強力な指導はなされなかつたと考えられる。プラクティカル・アーツの構想は、図画工作科のあり方や内容に大きな変化を与える可能性があったが、提案されたのが 11 月 15 日というおしつまつた時であり、12 月 20 日までにコース・オブ・スタディを仕上げるという見通しの中では、じっくり論議する時間的余裕もなく、CIE 側から引き下げたと考えられる。

6. 昭和 22 年度版学習指導要領図画工作科編（試案）の分析

学習指導要領図画工作科編（試案）昭和 22 年度版は以上のような経過を経て、1947 年 5 月 21 日に翻刻出版された。これの詳細な分析、また、昭和 26 年度版学習指導要領（試案）等との比較検討は時を改めるとして、ここでは、本稿で言及してきた、「図画工作指導上の注意」、そして、解明を試みた図画工作科の成立経過とかかわる範囲内で工作分野に焦点をあてて分析を試みる。

第一の特徴は、図画工作科の目標、内容は、基本的には国民学校芸能科図画、芸能科工作のそれを踏襲していることである。

それぞれの目標、目的は次のようにになっている。

図画工作科目標、「一、自然や人工物を観察し、表現する能力を養う。二、家庭や学校で用いる有用なもの

や、美しいものを作る能力を養う。三、実用品や芸術品を理解し鑑賞する能力を養う。」

芸能科図画目的、「芸能科図画ハ形象ヲ看取シ表現シ且ツ作品ヲ鑑賞スルノ能ヲ養ヒ情操ヲ醇化シ創造力ヲ涵養スルコト」

芸能科工作目的、「芸能科工作ハ物品製作ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ機械ノ取扱ニ関スル常識ヲ養ヒ工夫考案ノ力ヲ培フコト」

これらを比較してみると、そこに大きな差異は見られず、図画工作科の目標一、が芸能科図画に、二、が芸能科工作、三は両者にかかるが主として芸能科図画に対応していると見ることができる。図画工作科として一つの教科になっているが「図画科」と「工作科」がそれぞれの構造と内容をもって、一つの場に並列的に存在するようなものであった。

山形寛も 1947 年 6 月 2 日のラジオ放送による解説「図画工作学習指導要領について」において「今度の学習指導要領に示された目標は、従来のものと何も変わっていない、と見ることが出来ましょう」と述べている。同時に、詳しく見れば、幾分相違があるとして、「これまで、あまり目標ばかり高いところにおいて、足が地についていないくらいのあったのを、家庭生活や学校生活に基づきおき、手近なところから出発しよう。図画工作を、これ迄以上に生活的なものにしようとするのが今度の狙いだと見ることができます。」⁽⁶⁰⁾と述べ、とりあげる対象や場面に相違があると説明しているが、全体の調子はこれまでと大きな変化がないことを強調していた。

この点は、教材単元一覧表によても確認できる。表 12 に示されるように、図案、製図、については、芸能科図画、芸能科工作の重複が見られ、粘土は表現の素材として位置付けの変更が見られるが、他は、芸能科図画、芸能科工作にそれぞれ対応しているのである。但し、「材料があり、その利用法を考えて作る」、「目的がきまり、材料、組み立て方を考えて作る」、「美術常識」は新しい単元であり、特に前二者は昭和 22 年度版学習指導要領図画工作科編（試案）の特徴の一つを示しているが、後に検討する。

第二は、第一点と裏腹の関係になるが、CIE 教育課から提供されたバージニア・プランは直接的には大きな影響を与えなかったことである。昭和 22 年度版学習指導要領図画工作科編（試案）の作成過程では、「第一次案」「第二次案」（存在するのはどちらも目標部分のみである）がつくられたと言われている。⁽⁶¹⁾ 第 13 表が「第一次案」の一部であるが、第 14 表に示したバージニア・プランの Arts (Fine and Industrial Arts の

【表12】教材単元一覧表比較

昭和22年度版学習指導要領(試案)		該当年	国民学校		○ 芸能科図画 ① 芸能科工作
教 材			○	○	
(記憶・想像による描画) 描画 (写生による描画 構想による描画、他)		1~9	○	○	○ 思想画 ○ 写生画 ○ 臨画
粘土による表現		1~6	○	○	① 粘 土
色 彩		1~9	○	○	○ 色 彩
形 体		1~9	○	○	○ 形 体
図 案		3~9	○	○	○ 図 案, ① 図 案
製 図		3~9	○	○	① 製 図, ○ 用器画
紙 工		1~4	○	○	① 紙
木 竹 工		4~8	○	○	① 木, 竹
金 工		5,6,8,9	○	○	① 金 属
手 芸		5~9	○	○	① 糸, 布
セメント工		9	○	○	① セメント
材料があり、その利用法を考えて作る		1~6	○	○	
目的がきまり、材料、組み立て方を考えて作る		1~6	○	○	
工具・備品の扱い方		5~9	○	○	① 機械器具の操作分解組立修理等
美術常識		7~9	○	○	
鑑 賞		3~9	○	○	○ 鑑賞

昭和22年度版 図画工作科学習指導要領(試案)及び「国民学校教則案説明要領及解説」より作成

【表13】図画、工作科学習指導要領「第一次案」【抄】

Aim 目標	学 年								
	國 民 学 校						下 級 中 学 校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
I 家庭や学校で必要な実用的な物や、美しい物を、創作的に作る能力、及び環境の諸要素を最も有効に用いる能力									
1. 糸・ひも・つな・なは等の結び方									
2. 紙製品の設計・図案・製作及び修理、紙の切り方、接ぎ方、貼り方									
3. 糸・布製品の設計・図案・製作及び修理									
4. 木、竹製品の設計・図案・製作及び修理、木・竹の切り方、削り方、接合組立									
以下、5~13									
II 自然や人工物を観察し、それを表現する能力及び新しい形体を創作する能力									
1~13									
III 実用品や芸術品を理解し鑑賞する能力及び造形的な物品の聰明な使用者となる能力									
1~6									
IV 普通の道具・材料・設備を使ひこなし、又それを良好の状態に保持する能力									
1~27 とりあげている道具類の名称のみ列挙しておく、ものさし、鉄、小刀、三角定木、T定規、コンパス、分度器、錐、食切、ペンチ、ヤットコ、釘抜、カジヤ、木槌、金槌、ねじまわし、スパンナ、やすり、鋸、鉋、半田ごて、膠着剤、緊結材料、塗装材料、油、バリカン、ミシン、自転車、製本									

出典：山形文庫、『新しい図画工作科の教え方』

図画工作科の成立経過について

【表14】バージニア・プラン Arts (Fine and Industrial Arts) 能力図表[抄]

能 力	指 導 の 重 点						
	学 年						
	1	2	3	4	5	6	7
家庭及び学校に於いて実用的且つ美術的な品物を作る際に創造的であるべき能力及び環境的因素を最も有効に用うべき能力							
木工品の製作							
織物品の意匠考案及び製作							
糸、経糸、細ひも(?)の使用法							
費用のかからない織物、はしご れ、袋物、その他廃物の使用法							
適当な図案の考案							
薄板金による有用品、装飾品の製作							
他、14項目(内大項目4)							
家庭や学校の設備や物品を保守管理する能力							
22項目(内大項目5)							
道具、材料、設備を使用する能力							
16項目 道具類の名称のみ列挙しておく 釘抜、ポールピンハンマー、鋸、鉋、三角定木、鋼尺、くりこぎり、のみ、木工やすり、金工やすり、万力、ねじまわし、金切ばさみ、はんだごて、木槌、庭園用具、研磨機など、							
すべてのプロジェクトに普通数学を適用する能力							
3項目							

出典：Course of Study for Virginia Elementary School P239~244

部分)の能力図表と酷似していることがわかる。バージニア・プランの一部が訳出され、山形文庫に残されているが、⁽⁶²⁾これを参考に「第一次案」が作成されたと考えて間違いかろう。ただ、その際も、バージニア・プランでは第一の項目に含み込まれていた描画や粘土による表現が「第一次案」ではⅡとして独立させられている。この時点でも、図画科と工作科の内容的な統合あるいは融合をはかるという試みはなされなかつたのであろう。また、木工製品は、バージニア・プランでは一学年からになっているが、「第一次案」は、これまでの伝統に従い、三学年からとしている。このように、バージニア・プランの強い影響はあるが、そのままとり入れるのでではなく、日本における実践の蓄積と対比して再構成されていたのである。

しかし、この「第一次案」は次のような理由で廃案とされた。「あまり細かすぎて、教材一覧表を兼ねたようなものになっているし、また、学年配当が、現状からみて妥当でない部分もある。目標としてはもっと簡略なものがよいという意見」⁽⁶³⁾があったからだといふ。

この「第一次案」を検討しなおし、整理したという

「第二次案」は、目標を14項目かけた。それは、内容の重複があること、あまりに羅列的であることが指摘され、大きくわけてまとめる必要があるといった意見のもとに、⁽⁶⁴⁾最終的に、昭和22年度版のものにまとめられたのである。その結果として前項で指摘したように、芸能科図画、芸能科工作に見られた二本立の構造がより明確になった。

ところで、前項で述べた、新たな教材単元である「材料があり、その利用法を考えて作る」「目的がきまり、材料、組み立て方を考えて作る」は、どのような経過で位置づけられたのであろうか。山形は「この両単元には可なりの期待がかけられている。」と述べるとともに、設備や児童数の問題から「効果があがらないおそれ」⁽⁶⁵⁾も表明しており、意欲的な設定であったが確たる見通しを有していたものではなかった。これは、基本的には、児童の意志や発想を大切にして自由選題によって、目的設定、計画立案、実行、反省、と進めていくプロジェクト法的な学習指導法を紹介した「第四章 図画工作的学習指導法」を実際に展開する工作分野の単元となっている。このような学習指導法は「新教育」全体が求めた方向であった。従って、

上記の教材単元が設定された要因を特定することはできないであろう。しかし、興味深いのは、第1節でとり上げた、1946年8、9月の段階で廃案となった教科書の編成案に、ほぼ同じ項目が存在していることである。

同案の小学校一学年用には、「何かでふねができるのか。」「古はがきで、何か作れないだろうか。」

二学年用には、「何かで“こま”ができるだろうか」「何かで“虫かご”ができるだろうか」「“きびがら”で何か作れないだろうか」「“マッチ箱”で何か作れないだろうか」という題材が計画されていた。

コース・オブ・スタディの具体例としてのバージニア・プランの提供が9月以降であったことを考えると、先の教材単元は、山形が中心になって進められていた「図画科」「工作科」の教科書編修委員会で構想されていたものであったと思われる。しかし、その時期に日本の「図画科」「工作科」でこのような題材が構想されるのは、それ程唐突なことではなかった。手工教育界には既に昭和初年にプロジェクト法が紹介されており、また、それ以前から、模作法に対置するものとして創作法への関心が高まっていたからである。⁽⁶⁶⁾なお、教科書編成案の教材の多くが、学習指導要領(試案)の教材例として数多くとり入れられていた。

特徴の第三点は、工作分野における学習の課題が明確に設定されていたことである。第五学年を例にとって、その目標と内容を見てみよう。

单元7、製図の指導目標は「1、投影図法による立体の現わし方の初步的な指導をする。2、読図力を養う。3、正確に作図する習慣を養う。」と明確に設定し、指導方法の項では、投影図の意味や見方を研究したり、平面図、立面図、側面図の関係、寸法記入、見えない陵の現わし方といったことをとり上げ、製図の基本を教えようとしていた。

また、单元8、木工においては、その指導目標は、「1、木材の性質と用途の理解。2、木材の性質を利用して、役に立つものや美しいものを作る能力を養う。3、自分の必要なものは、自分で作りまた処理する能度を養う。4、創造力を養う。5、眼と手を練らせる。」とされている。教材例には、第一に基本工作法をあげ、「のこぎりの使い方・かんなの使い方・のみの使い方・木材の接合法・木材による組み立て方、など。」をかけ、木材加工法の基本の教授を重視していた。指導法の中でも、工具の使用法、材料の性質の研究を推奨し、手入や保存法を重視した。

このように、現在では中学一年生の技術科でとりあげているような内容を、目標も明確にして小学五年生

に課すようにしていたのである。

これは、第一点にもかかわって、「工作科」としての独立した中味をもち、比較的高度なものであったことを示している。また、後の図画工作科や技術科の指導において、「工夫してつくる」や「製作を通して学ぶ」ということが画一的に規定されているのに対して、「先ず基本的なことから、應用的なことに進む方法。はじめから應用的なことをやりながら基本的な練習を折り込む方法。前二者の折衷。」の三つの方法のどれかによる。そのどれかによるかは、児童の状態、学校で準備できる参考品、材料、設備等の如何によってきまる。」と指導法に柔軟性を持たせていた。

以上、三点にわたって昭和22年度版図画工作科学習指導要領(試案)の工作部分を中心に分析してきたが、結論的に、図画工作科としては一つの教科となっているが内容的には「工作科」と「図画科」がそれぞれ独立して存在していたと言ってもいいすぎではないであろう。しかしながら、第2節で分析した、1946年6月17日の「図画工作指導上の注意」と比較した時一つの大きな相違を見い出すことができる。昭和22年度版学習指導要領(試案)は、山形も解説しているように、家庭の生活や身のまわりのことから出発することを基本にしていた。そこからどこに発展したかと検討しても、その方向は9学年に至るまで明示されずに終っていた。他方、「指導の手引」は先に分析したように、工場の見学、その現場の技術の部分的な習得もふくめて、生産労働への展望をもっていたのである。この点では、昭和22年度版学習指導要領図画工作科編(試案)は一步後退していたと言える。

このことは、図画工作科工作が普通教育における技術教育の教科として位置付く可能性を有しながらも、その方向を見すえて教科論を検討する道を全てでなくとも、重要な糸口を切り捨てたと考えができる。1958年の学習指導要領の改訂により、中学校の図画工作科、職業・家庭科が、美術科と技術・家庭科に編成換えされたことに対して、山形寛が述べた言葉は、1947年以降の図画工作科が少なくとも当初において工作を大切にしながらも、技術教育としての展開を想定していなかったことを物語っている。山形は、「実質的には何も技術・家庭の中には図画工作科でいう工的内容は入れていないでは無いか。」製図、木工、金工は「元から工業の中にはいっていたのである。図画工作科の中にあった工的内容とは全然狙いのちがったものである。若しあれ等を指して図画工作中にあった工的内容だというならばそれは図画工作科を知らない者の言か、知っていてわざととぼけている人の言であ

図画工作科の成立経過について

る⁽⁶⁷⁾。」と図画工作科工作と工業との違い、あるいは技術科との違いを強調していたのである。この点が、第四の特徴ということができる。

おわりに

図画工作科成立の経過を日本側文書とCIE側文書によって跡付けてきたが、その結果、以下の点が明らかとなった。

①文部省が省内に設定した教科課程改正準備委員会は、CIE教育課と接触する段階ですでに、図画と工作を統合して考えていた。その後、教科名は美術科、図画工作科と揺れ動いたが、一つの教科にすることでは一貫していた。従って、山形寛が「占領軍の意志」で図画と工作が統合されたと指摘しているのは正確ではなく、日本側の教科課程改正委員会（準備委員会が途中で名称変更される）の意志でもあったとすべきことが明らかとなった。

②しかし、「芸能科図画」「芸能科工作」の教師や専門家の意志が教科課程改正の過程に反映された跡を見い出すこともできなかった。

③図画工作科成立に至る前史として、芸能科図画、芸能科工作の教科書の発行停止問題があったが、発行停止に至る経過を明らかにすることことができ、教科書にかわって作られた教師用手引「図画工作指導上の注意」の図画、工作教育における積極的な意味を確認し得た。

④図画工作科と家庭科の統合問題の経過も明らかにすることができた。この問題はCIE教育課から提起されたものであったが、小学校5、6年の家庭科の一方的廃止をねらったものではなかった。男女共学の完全実施が基本的なねらいであり、その延長上で新たな総合教科を構想したものであった。

昭和22年度版学習指導要領図画工作科編（試案）の目標、内容の分析によって次のような結論が引き出された。

①図画工作科の目標、内容は、芸能科図画、芸能科工作のそれを踏襲していたと判断できる。

②形の上では図画工作科として一つの教科であったが、内容的には、あたかも図画工作科の中に「図画科」、「工作科」が独立して存在しているかのように見える程、図画と工作それぞれの内容がまとめられていた。

③本学習指導要領の工作分野においては、生産労働と結びついた内容は設定しておらず、その点では「図画工作指導上の注意」より一步後退したものであった。

以上、本稿がかかげた二つの課題を究明することによって得た結果をまとめるならば、次のように言い得るであろう。図画、工作の教育に直接たずさわっていた人々の意見が十分に反映されない中で図画工作科への統合化が推し進められ、統合化された形はできたが、内容の統一、融合はなされなかった。換言すれば、単一教科としての図画工作科の教科論、内容論があって、統合化が進められたものではなかった。また、形がでてきた後でも、有効な単一教科論は出されなかっただと見られる。内容の参考例をつくる文部省図書監修官を中心とした図画工作科コース・オブ・スタディ編纂委員自体が統合化の有効性の確信や見通しをもっていなかつたのであろう。図画工作科という器づくりと中味づくりが共通の理解をもって行われなかつたことが、形と内容の不統一を生み出したと考えられるわけである。

以上のように、いくつかのことが本稿で明らかにされたが、今後検討すべき課題も多く残された。

第一に本稿では、昭和22年度版学習指導要領（試案）の成立時までを限定して検討したので、図画工作科の成立が図画教育、工作教育にどのような影響を与えたかを明らかにすることはできなかった。工作に焦点をあてるならこの学習指導要領は質の高い内容を提示していたが、発足当時から工作教育の不振がとりざたされていた。⁽⁶⁸⁾ その原因がどこにあるか、また、図画工作科は実践の現場にどのような問題を生じさせたか、さらには、その後どのような学習指導要領へ改訂されていくのか、といった問題を検討していくことである。

第二には、日本での普通教育における技術教育の確立と図画工作科とのかかわりの問題である。

既に見てきたように、芸能科図画及び芸能科工作が「図画工作指導上の注意」で戦後初めて示した、科学的法則、基礎知識、基礎的技術を教授するとともに、生産労働への接近を試みた発展の方向、言いかえれば、普通教育における技術教育を模索した方向性は、その後の経過の中で全面的には展開されず、むしろ後退する結果となっていた。日本での普通教育における技術教育の成立の問題を検討するとき、他方でこの戦後教育改革期における職業科（のちに技術・家庭科となる）の成立経過の分析も合わせて行なわなければならない。図画工作科と職業科がどのような位置関係を有し、その中に、普通教育における技術教育の構想が存在したのか否か、今後検討していかなければならない課題である。その際、家庭科の分析もさけないところである。なお、第5節でみた、CIE教育課によ

る小学校5、6学年におけるプラクティカル・アーツの構想はその内容、性格が不明確な点が多いが、アメリカにおいてプラクティカル・アーツ→インダストリアル・アーツ→ボーキュノナル・エデュケーションという展開もあると言わわれていることに対応するものとするならば、この問題を検討していく一つの手がかりとなるところである。しかし、この点は日本国内を見るだけでは不十分であり、アメリカでの普通教育における技術教育の発展、展開の研究を踏まえてはじめて検討を探めることができる。今後に残さざるを得ない。

なお、図画工作科と家庭科との統合問題の中で、日本側が提示した図画工作科のコース・オブ・スタディをCIE教育課側は「完全なアート」であり「ハンディクラフト」的でもないと評したり、「ストレート・アーツ」と表現したりしている。その根拠が明らかにされていなかったので、意味するところを正確にとらえることができなかった。これも、アメリカにおける一連のアーツの教育内容を知ることにより、はじめて理解できるものである。この点も今後の課題である。

最後に、本稿を作成するにあたり、山形文庫閲覧の便をはかって下さった上越教育大学熊本高工教授、お茶の水女子大附属小学校副校長萩原栄氏、CIE文書、勝田守一資料等の閲覧を許可していただいた国立教育研究所佐藤秀夫室長、東京大学教育学部寺崎昌男教授に謝意を表する。また、当時の学習指導要領作成にかかる貴重な話をお聞かせいただいた長谷川淳氏、山本松代氏に感謝するだいである。

<注>

(1) 戦後教育改革期の教育課程改正についての先行研究には総合的なものとして『戦後日本の教育改革6教育課程総論』『同7 教育課程各論』(東京大学出版会1971年)があるが、図画工作科の成立過程の検討は行われていない。教科別には、社会科成立に関する研究など数多く存在する。本稿と時期的、内容的に関連するものとして、片上宗二「アメリカ側から見たわが国の社会科成立過程」『教育学研究』第49巻第2号1982、福原美江「家庭科の成立過程研究」『宮崎大学教育学部(芸能)紀要』No.42 1977. 10等があるが、図画工作科に関する研究は見られない。

(2) 山形寛『日本美術教育史』黎明書房 1967 773~775頁

(3) 戦後教育資料収集委員会『戦後教育資料』国立教育研究所所蔵、名古屋大学教育学部にはマイクロフィ

ルムが備えられている。

- (4) 『山形文庫』(山形寛の蔵書、資料、ノート類が日本美術教育連合に寄贈され、この名称を付されている)に、教科課程改正案など新資料が含まれている。
- (5) GHQ/SCAP Records, Weekly Report of Education Division for Week Ending ; Conference Report, 国会図書館現代政治資料室所蔵、国立教育研究所、名古屋大学教育学部にも備えられている。
- (6) 1946年6月17日付文部省教科書局発通牒65号「国民学校・青年学校・中等学校・師範学校及び青年師範学校芸能科図画工作の授業について」別紙「図画工作指導上の注意」
- (7) 浜田陽太郎他編『戦後教育と私——改革になつた人たちの証言——』日本放送出版協会、1979
- (8) 『文部時報』No.826 26頁
- (9) 『近代日本教育制度史料』第25巻 講談社 297頁
- (10) 同上書 301頁
- (11) GHQ/SCAP Records, Box No.5118, CIE(A)-00375 Weekly Report of Education Division for Week Ending 10 May 1946. (以下 "Weekly Report" 日付、フィッシュNo. [CIE (*) - * * * * *] を示す)
- (12) GHQ/SCAP Records, Box No. 5595, CIE(D)-03659 Conference Report 7 May 1946 (以下、"Conference Report" 日付、報告者一但し、このReportには署名がなかった—、フィッシュNo. を示す)
- (13) 前掲書『近代日本教育制度史料』308頁、『山形文庫』には、謄写刷、手書きの写しが収められている。
- (14) Weekly Report, 14 June 1946 CIE(A)-00387
- (15) Trainor Papers, Box No.19, Curriculum, Text-book and Curriculum, p 2
- (16) 教科書局調査課『從來の国民学校図画教科書について——国民学校教員の経験及び意見の調査——』昭和21年6月『教科書に関する調査資料7』『山形文庫』所収、同『從來の国民学校工作教科書について——国民学校教員の経験及び意見の調査——』昭和21年7月『教科書に関する調査資料8』
- (17) 山形寛ノート『学習指導研究の手引』昭和二十一年度編纂記録』『山形文庫』所収
- (18) 前掲書『日本美術教育史』777頁
- (19) Conference Report, 11 September 46, J. C. Trainor CIE(D)-03662
- (20) 前掲書(14)
- (21) 前掲書(13)

図画工作科の成立経過について

- (22) 『文部時報』第 834 号 58 頁, GHQ/SCAP Records Box No. 247 AG(A)-00240~00242 p 114
後半の原文は "A variety of vocational experiences is needed under well trained staff members, with an emphasis on technology and its supporting arts and sciences." であるから、訳文では「工芸」と「技術」をとり違えていると考えられる。
- (23) 前掲書『戦後教育資料』II-32、「教科課程改正委員会関係綴」、稲垣忠彦「教科課程改正委員会の作業」『戦後日本の教育改革 6 教育課程総論』
- (24) 『山形文庫』所収
- (25) Conference Report, 11 June 1946, J. C. Trainor CIE(D)-03660
- (26) Conference Report, 15 June 1946, 無署名, CIE (D)-03660
- (27) 実業担当の図書監修官であった長谷川淳氏（国際商科大学）は、「学校教育局と教科書局が分かれていたので、図書監修官は必要なときに呼び出された」と語っている。
- (28) Conference Report, 21 June 46, J. C. Trainor CIE(D)-03660
- (29) 前掲書『日本美術教育史』773 頁
- (30) J. C. Trainor, Educational Reform in Occupied Japan — Trainor's Memoir, Meisei University Press, 1983, p124
- (31) 前掲『戦後教育資料』所収
- (32) Conference Report, 1 August 1946, J. C. Trainor CIE(D)-03661
- (33) 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房 1983, 前掲書「アメリカ側から見たわが国の社会科成立過程—CIE 教育課のわが国への社会科導入の論理」
- (34) Trainor Papers, Texbook and Curriculum, p7(c)
- (35) Weekly Report, 26 July 1946, CIE(A)-00399
- (36) Weekly Report, 9 August 1946, CIE(A)-00402
- (37) Conference Report, 5 August 1946, J. C. Trainor CIE (p)-03661
- (38) Conference Report, 16 September 1946, J. C. Trainor CIE(D)-03662
- (39) Conference Report, 9 October 1946, K.M. Harkness CIE(D)-03662
- (40) 勝田守一資料（東京大学教育学部教育史哲学研究室所蔵）
- (41) Trainor Papers, Box No. 54, Textbooks and Curriculum pp. 3, 4
- (42) 前掲書 山形寛ノート『学習指研究の手引』所収
- (43) Conference Report, 29 October 1946, V.Edmiston, CIE(D)-03663
- (44) State Board of Education,Course of Study for Virginia Elementary Schools, Grades 1-VII 1943
- (45) 山口寛子「新しい家庭科教育の理念と構想」『現代家庭科研究序説』明治図書 1972, 28 頁
- (46) 1946 年後半から文部省嘱託となり、家庭科学習指導要領（試案）作成に直接かかわった山本松代氏（旧姓大森、現トータル・ライフ研究センター所長）は、文部省側は仲々旧来の家事、裁縫から脱皮できず、CIE 教育課の構想する Family Living という考えが理解できなかった、と語っている（山本氏は 1946 年 9 月 20 日、L.L.ホームズに、家事科、裁縫科の批評を行うことから始めて、CIE 教育課の家庭科関係のアドバイザーの役割をはたしていた—Conference Report による）1985, 10, 29 聞き取り。
- (47) Conference Report, 4, 8, October 1946, E. R. Donovan, CIE(A)-02910
- (48) Conference Report, November 1946, M. L. Osborne, CIE (D)-03663
- (49) Weekly Report, 15 November 1946, CIE (C)-07026
- (50) Conference Report, 19 December 1946, E. R. Donovan, CIE (A)-02910
- (51) Conference Report, 15 November 1946, E. R. Donovan, CIE (A)-02910
- (52) Weekly Report, 15 November 1946,
- (53) 前掲書『戦後教育と私-改革をになった人たちの証言』61 頁
- (54) 前掲書『日本美術教育史』775 頁, 790 頁
- (55) ヘファナンは小学校担当官で 1946 年 11 月 4 日 CIE の任命期日となっている（前掲書『日本占領と教育改革』59 頁による）。統合案は 11 月 15 日であるから、案の立案にもヘファナンが関与していたと考えてよいであろう。
- (56) Conference Report, 29 November 1946, E. R. Donovan CIE (A)-02910
- (57) Conference Report, 13 December 1946, E. R. Donovan CIE (A)-02910
- (58) Carter V. Good, Editor; Dictionary Edncation, McGraw-Hill Book Company, INC., 1959, p41
- (59) 前掲書『日本美術教育史』778 頁
- (60) 山形寛ノート『形体の教育に就いて』所収「図画工作學習指導要領について 放送原稿 昭和 22 年 6 月 2 日（月）午後 3 時半より 30 分 文部事務官山形寛」、同様な主旨は次のものに見られる。山形寛

「図画・工作」『学習指導要領解説』(『教材研究』臨時特別号) 1947, 5, 1; 山形寛「図画・工作科」『学習指導必携』各科編 文部省学校教育局初等教育課内初等教育研究協議会編 1947, 10, 10; 山形寛「新しい図画・工作科の指導」『新しい教科指導』教育分析研究会編 1947, 10, 15; 山形寛「図画工作コース・オブ・スター問答」『新教育における学習指導』木宮乾峰編 1947, 11, 15; 山形寛『図画工作の新しい考え方』新教育協会刊 1948, 12.

5 いずれも『山形文庫』所収

- (61) 前掲山形ノート『学習指導研究の手引』、前掲書『図画工作の新しい考え方』
- (62) 同上山形ノート
- (63) 前掲書『新しい図画工作科の考え方』35頁

- (64) 同上 37頁
- (65) 前掲書『新しい教科指導』58頁
- (66) 抽稿「大正・昭和初期に於ける手工教育の展開——手工科教授方法を中心に——」『東京工業大学人文論叢』1977
- (67) 山形寛『手工、工作教育被歎史(ダマサレシ)』国際学童美術研究会刊, 1959, 20頁
- (68) 例えば『第六回教育指導者講習研究集録(Study Report of the Institute For Educational Leadership)』XI(2) (小学校教育課程及び教授法)「第七章 図画工作科の教育課程と指導法」1950, において「図画工作科になってから工作が一層低調になったというのが全国的な声である。」と述べられている。232頁